

閣議及び閣僚懇談会について

1. 定例閣議・閣僚懇談会の運営

◇議事進行：内閣官房長官

- ・ 閣議開始
- ・ 内閣官房副長官（政務）が、閣議案件の内容説明
- ・ 各大臣が閣議案件に決裁（閣議書に署名（花押））
- ・ 内閣総理大臣が閣議案件に決裁（閣議書に署名（花押））
- ・ 各大臣から発言
- ・ 閣議終了
- ・ 閣僚懇談会開始
- ・ 各大臣から発言
- ・ 閣僚懇談会終了

※ 内閣官房副長官（事務）及び内閣法制局長官は、閣議運営の補助及び必要に応じて行政・法令に関する補足説明。

（参考）意思決定の形式

○閣議決定

憲法及び法律により内閣の意思決定が必要とされる事項や、法令上規定がない場合でも特に重要な事項について決定。

○閣議了解

各府省所管に属する事項で他府省にも関係するなどその及ぼす影響にかんがみ、閣議において意思決定しておく必要のある事項。

○閣議口頭了解

関係閣僚会議の設置や特殊法人などの人事に関することなどで、閣議書を作成せず口頭で了解する事項。

2. 閣議

内閣の最高意思決定の場であり、憲法、法律等により内閣の意思決定が必要とされる事項や法令上規定がない場合でも国政に関する基本的重要な事項などの案件について決定、了解するとともに、案件等に関連して所管大臣から発言(説明)されることがある。

○主な閣議付議事項

〔憲法や法律により、内閣の意思決定が必要とされるもの〕

- ・ 法律案・政令の決定及び法律・政令の公布
- ・ 詔書(国会の召集、衆議院の解散、総選挙等の施行)
- ・ 国会提出案件(議員の質問に対する答弁書、年次報告書)
- ・ 条約の締結、批准及び公布
- ・ 内閣総理大臣、最高裁判所長官の任命にかかる内閣の助言と承認
- ・ 国务大臣の任免の認証にかかる内閣の助言と承認
- ・ 内閣官房副長官、副大臣、検事総長、特命全権大使、最高裁判所判事等の任免
- ・ 人事官、検査官等の国会の同意を要する人事

〔法令上の規定はないが、国政に関する基本的重要な事項等で内閣の意思決定が適当とされるもの〕

- ・ 政府声明、内閣総理大臣談話
- ・ 国会における内閣総理大臣の演説案
- ・ 各府省の事務次官、局長等の内閣の承認を要する人事

・ 最近の例

〔閣議案件〕

- ・ 日本再生戦略(H24. 7. 31閣議決定)
- ・ 社会保障・税一体改革大綱(H24. 2. 17閣議決定)
- ・ 平成25年度の国家公務員の新規採用抑制の方針(H24. 4. 3閣議決定)

〔閣議案件に関連する発言〕

- ・ 日本再生戦略(H24. 7. 31国家戦略担当大臣)
- ・ 社会保障・税一体改革大綱(H24. 2. 17副総理、内閣総理大臣)
- ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制抜本改革法案の国会提出及び国会提出に伴う今後の対応(H24. 3. 30内閣総理大臣)

- ・平成25年度の国家公務員の新規採用抑制の方針（H24. 4. 3総務大臣）
- 〔その他の発言〕
- ・北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射の発表に関する対応（H24. 3. 30内閣官房長官）

3 閣僚懇談会

各大臣がその所管に拘らず、国務大臣としての立場から自由で忌憚のない意見交換を行う場であり、各大臣から事前に提出のあった閣議案件とは関連しない発言等のほか自由な発言が行われる。

○申合せの例

- ・閣僚の給与の一部返納（H24. 1. 13閣僚懇談会申合せ）

○発言の例（事前に大臣から提出のあった発言）

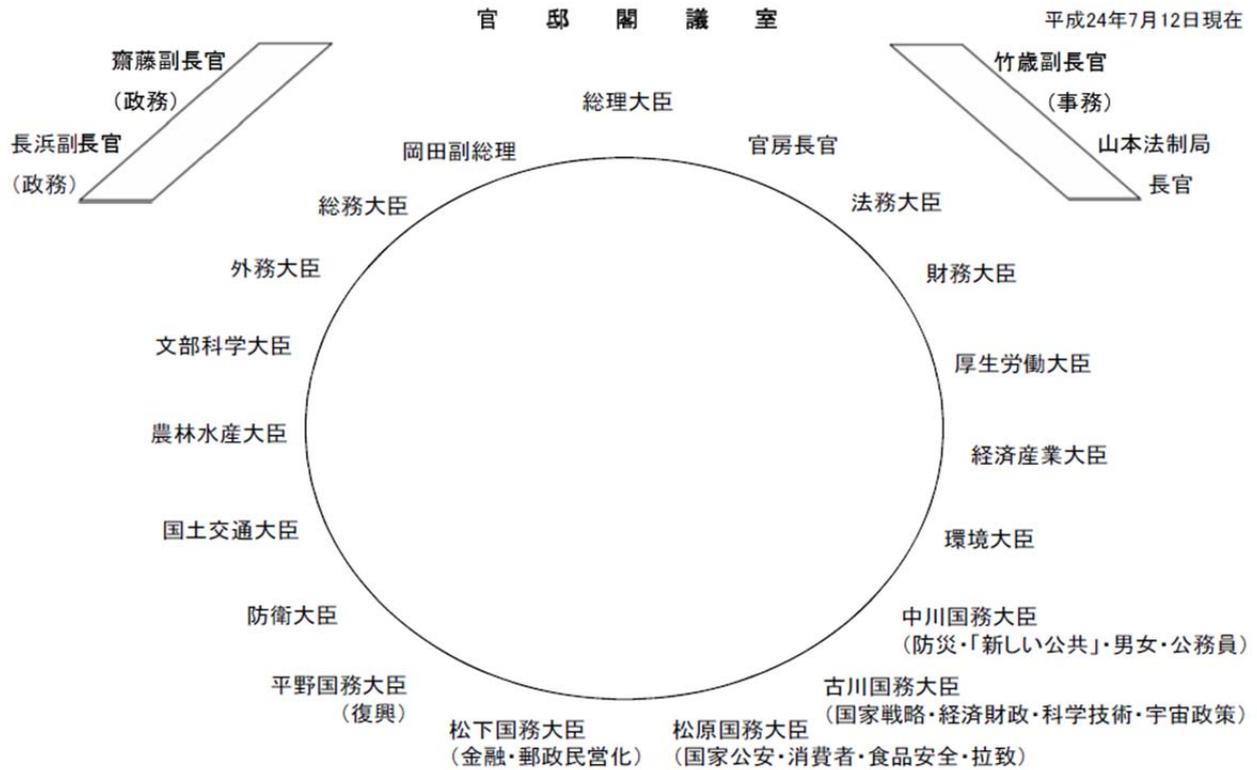
〔閣議決定に向けた検討事項等〕

- ・新成長戦略の全体フォローアップ等（H24. 3. 9国家戦略担当大臣）
- ・日本再生戦略の策定に向けて（H24. 5. 11内閣総理大臣）
- ・「社会保障・税の一体改革」に係る情報発信の更なる推進（H24. 3. 13副総理）
- ・平成25年度の国家公務員の新規採用の抑制（H24. 3. 27総務大臣）

〔その他〕

- ・九州地方を中心とする梅雨前線に伴う大雨による被害に係る政府調査団の現地調査報告（H24. 7. 17防災担当大臣）
- ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（H24. 6. 26国家戦略担当大臣）

○野田内閣における官邸閣議室の配席



○閣議書の例 (日本再生戦略 (H24. 7. 31閣議決定))

別紙 「日本再生戦略」について

安住 国務大臣	玄業 国務大臣	滝 国務大臣	川端 国務大臣	岡田 国務大臣	内閣総理大臣 佳	内閣官房副長官 修	内閣法制局長官 修	内閣総務官 修
羽田 国務大臣	枝野 国務大臣	郡司 国務大臣	小宮山 国務大臣	平野(博) 国務大臣	内閣官房副長官 有	内閣法制局長官 修	内閣総務官 修	
藤村 国務大臣	平野(達) 国務大臣	中川 国務大臣	森本 国務大臣	細野 国務大臣	内閣官房副長官 有	内閣法制局長官 修	内閣総務官 修	
		松原 国務大臣	松下 国務大臣	古川 国務大臣	内閣官房副長官 有	内閣法制局長官 修	内閣総務官 修	

閣第一四四号

起案 平成24年七月十日

決定 平成24年七月十日

上奏 平成24年七月十日

公布 平成24年七月十日

施行 平成24年七月十日

内閣

閣議関係資料における開示請求等の状況
(内閣官房に対する開示請求)

- 1 閣議案件表
⇒ 開示
- 2 閣議配布資料（閣議決定案（法律案等））
⇒ 開示
- 3 閣議書（閣議決裁書）
⇒ 開示
- 4 閣議発言要旨（あらかじめ提出のあった発言）
⇒ 開示
- 5 閣議議事録
⇒ 不開示（不存在）
- 6 御署名原本（条約、法律、政令の公布等の際の御名・御璽の文書）
⇒ 開示

※閣議の不公表案件（円借款の署名等）についても、開示時点で不公表要件が解除されていれば、開示。